

船橋市児童相談所が オープンします！

市独自の児童相談所が、本年7月にオープンします。中核市としては、全国で8カ所目、県内で初めてとなります。本号では児童相談所の業務内容について紹介します。



市独自の児童相談所

児童相談所は、全ての都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられています。また、平成16年の児童福祉法の改正により、中核市でも独自に児童相談所を設置できるようになりました。

市では、これまで千葉県が設置する市川児童相談所と連携を図りながら、虐待の未然防止や早期発見に努めてきました。

全国的に虐待相談件数が増加する中、子育ての悩みに関する相談や児童虐待の未然防止、家庭における子育て支援等を“船橋市”で対応し、養育困難などの相談、一時保護や児童養護施設への措置入所などを伴う虐待相談は“県の市川児童相談所”で対応する二元体制となっていました。

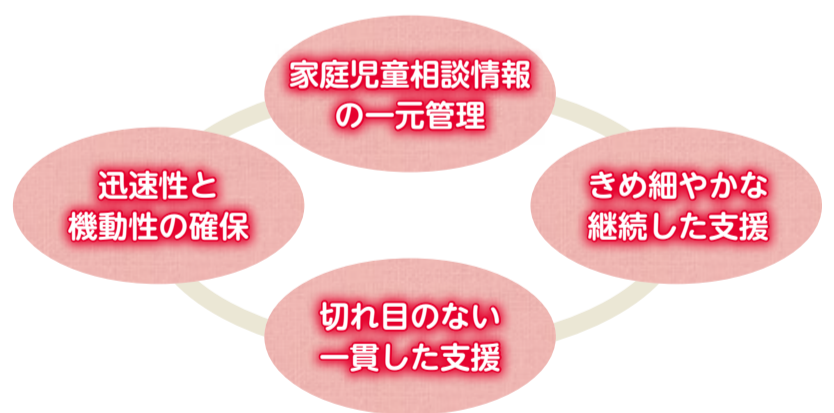
そのため、迅速な対応や一元的な対応が困難となる事態が生じるケースがあり、このような課題に対応するため、平成25年度から市独自の児童相談所の設置について検討を開始し、平成30年度には設置候補地を決定、令和3年度には基本構想を策定するなど具体的な準備を進めてきました。

切れ目のないきめ細やかな支援

市が児童相談所を設置することで、市内のこどもの家庭児童相談情報を一元的に漏れなく管理でき、虐待の未然防止から初期対応、施設などへの措置、在宅での支援までを切れ目なく一貫して行えます。また、市単独で一時保護などを迅速に行うことが可能となり、機動的な支援や介入ができます。市が実施するさまざまな子育て支援サービスの提供により、こどもや家庭の状況に応じた、きめ細やかな相談・支援を継続していきます。

全てのこどもの生活を守り支援する拠点

児童相談所は、市民にとって身近な相談窓口となるだけでなく、こども家庭センターや保健センターなどの各種相談窓口をはじめ、保育園・学校などの関係機関と連携しながら、船橋の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援していきます。



船橋のこどもたちを船橋で守り育むために

市独自の児童相談所が、本年7月にいよいよ開設します。

市の児童相談所は、児童虐待への対応だけでなく、市民の皆さまからの子育てに関するさまざまな相談を受け付ける身近な相談窓口となり、子育て家庭に寄り添い支えていきます。

こどもは家庭で生まれ、地域の力を得て成長します。市では児童相談所をはじめ、4月に開設したこども家庭センターや地域の関係機関の皆さまと連携して、こどもの養育支援に取り組んでまいります。



船橋市長
松戸 徹



所在地
若松2丁目3番61号
電車：JR南船橋駅から徒歩約6分
相談受付時間
(月)～(金)午前9時～午後5時
電話番号※7月1日～
☎409-2234
☑児童虐待の通告は、24時間365日受け付けます。

健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点です

などを行います。また、里親制度の普及啓発や里親のサポートを行っています。子育てのこと、こどものことに関する悩みや不安があればいつでもご連絡ください。

3 「虐待かも」と思ったら、迷わずお電話を！

児童虐待は4つに分類されます

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
<ul style="list-style-type: none"> 殴る、蹴る、突き飛ばす、首を絞める たばこの火を押し付ける 冷水や熱湯をかける 戸外へ締め出す、縛り付けて拘束する 乳幼児を激しく揺さぶるなど 	<ul style="list-style-type: none"> こどもへの性的行為(教唆を含む) こどものプライベートゾーンを触る プライベートゾーンや性行為をこどもに見せる ポルノグラフィーの被写体にするなど 	<ul style="list-style-type: none"> 食事を与えない 衣服、住居が極端に不衛生 こどもの意見に反して登園・登校させない 病気になっても病院へ連れて行かない こどもを遺棄、置き去りにするなど 	<ul style="list-style-type: none"> 「お前なんか生まれて来なければ良かった」「死んでしまえ」など、自尊心を傷つける暴言 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする こどもを無視、拒否的な態度を示す こどもの目の前で夫婦喧嘩をするなど

**児童相談所
虐待対応ダイヤル**

いちはやく
189

24時間365日(無料)

7月1日から

船橋市児童相談所(児童虐待)

☎409-2234

(連絡した人の秘密は守られます)

24時間365日

少しでも
気掛かりなことが
あったら、いつでも
ご連絡ください

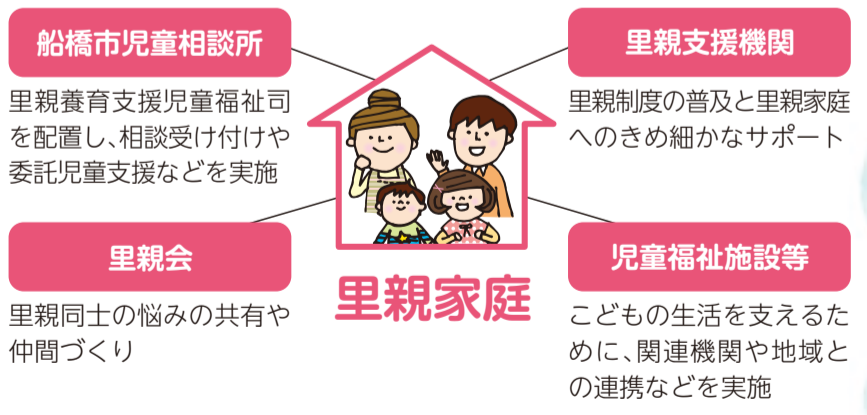


4 あなたも 里親 になりませんか

里親制度とは
さまざまな事情で家庭と離れて暮らすこどもを、温かい愛情と正しい理解を持って、自分の家庭に迎え入れる制度です。こどものために里親になりませんか。



里親をみんなで支援します
こどもの養育中は、里親が一人で悩みを抱え込まないよう、各機関が連携して里親家庭をサポートします。





里親になるまでのステップ

- ステップ 1 相談**
児童相談所で、制度や手続きの説明を受けながら相談します。
- ステップ 2 研修・実習**
里親になるための研修を受講し、児童養護施設や乳児院で実習を行います。
- ステップ 3 家庭訪問**
児童相談所職員が家庭を訪問し、家庭環境の確認や、里親になる上での思いを伺います。
- ステップ 4 登録・認定**
審議会の審査を経て、適格と認められた人が里親として認定されます。

もっと里親制度について知りたい

船橋市里親サイト(右コード)では、解説動画を交えて、より詳しい情報を紹介しています。

船橋の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、

児童相談所はこどもの最善の利益を守るために設置された、こどもと家庭を支援する専門機関です。さまざまな相談を受け付けるほか、こどもの安全を守るための援助や一時保護

1 児童相談所ってどんなところ？

主な業務

相談

子育ての不安・こどもの悩みなどの相談や、虐待・非行などの専門的な相談に応じます。また、療育手帳の判定などの障害に関する相談も受け付けます。



調査・診断

こども・家庭の状況を調査し、児童福祉司・児童心理司・保健師などの専門職員が診断を行い、一人一人の状況・特性に合わせた援助方針を決定します。



一時保護

児童虐待が疑われる場合やこどもの生命、心身の安全が脅かされる恐れがある場合に一時保護を行います。

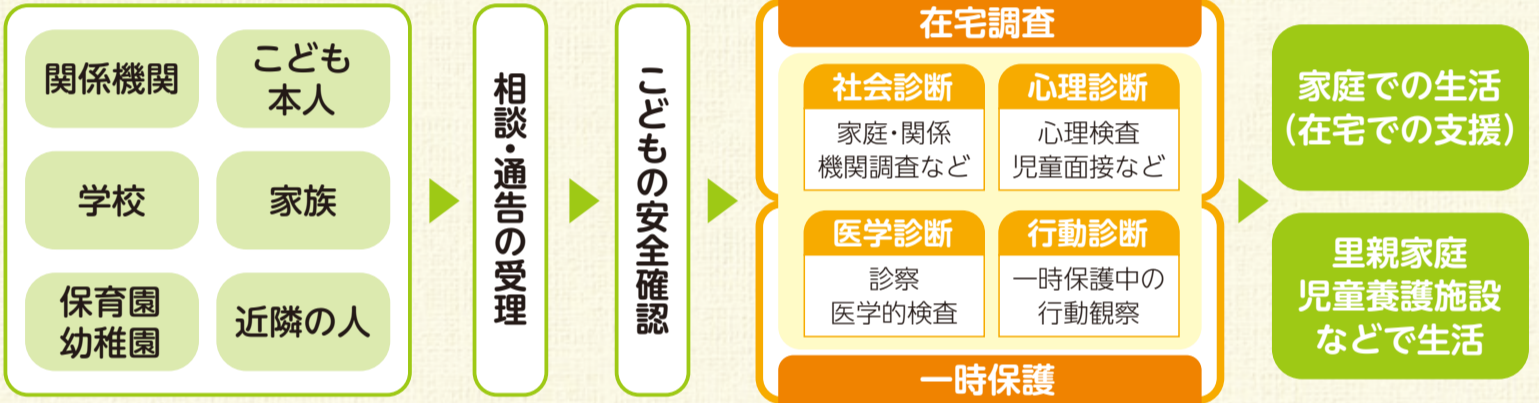


里親のサポート

里親制度の普及・啓発、里親の認定・支援、里親同士の交流会などを行います。



児童相談所の援助の流れ



療育手帳について

7月から、18歳未満の人の療育手帳の判定機関が市児童相談所になります。療育手帳の判定のための心理検査などの実施場所も、市児童相談所になります。

2 こんなときは相談してください

Speech bubbles include: 'こどもを叩いてしまう' (I hit my child), '事情があってこどもを育てられない' (I can't raise my child due to circumstances), '子育てに不安がある' (I'm worried about raising my child), '暴力や万引きなどこどもの行動に悩んでいる' (I'm worried about my child's behavior like violence or theft), 'プライベートゾーンを触られる' (My child's private zone is touched), 'ご飯を食べさせてもらえない' (My child can't eat), '両親の喧嘩が多くて嫌だ' (I don't like the frequent fights between my parents), and '家に帰りたくない' (I don't want to go home).

誰でも安心して相談できます



相談はこちらへ

市児童相談所
☎409-2234
※7月1日から受け付け



相談室

相談者や目的に応じた、さまざまな相談室があります

LINEでも相談できます

親子のためのSNS相談@ちば



▶友だち追加はこちら

▼こちらでも相談できます

児童相談所のほかにも、市にはさまざまな相談窓口があります。
必要に応じ連携・協力することで子育て家庭をサポートし、こどもの健やかな成長と発達を支援していきます。

「妊娠・出産・子育て」などの総合相談窓口

こども家庭センター

妊娠初期から子育て期の困り事を相談できる場所である、こども家庭センターを令和8年4月に市役所3階に開設しました。日常的な子育て等の不安や疑問の解消のほか、福祉的な支援が必要な家庭まで幅広い支援を行います。また、児童相談所とこども家庭センターで受け付けた全てのご相談は、状況に応じて相互に共有します。内容に応じて担当を決定し支援しますので、どちらへご連絡いただいても結構です。お気軽にお問い合わせください。

- 妊娠・出産が初めてで不安
- 育児に協力してくれる人がいない
- 夜泣きで眠れない 気持ちも沈みがち
- 子育てがづらい ずっとモヤモヤ
- ついこどもに怒りすぎてしまう
- 悩みや不安を聞いてほしい
- 養育費について相談をしたい
- 家事や家族の世話が大変
- 離婚について相談したい



妊娠・出産・子育て相談

相談専用電話 ☎411-8250

開所日 (月)～(金)(祝、年末年始除く)
時間 午前9時～午後5時
所在地 湊町2-10-25 市役所 3階

ひとり親家庭等相談
ひとり親家庭の総合相談
離婚前から利用できます
☎436-2320

ヤングケアラー相談
こどもからも相談できます
☎436-2408

女性相談
女性のための総合相談
(受付時間)午前9時～午後4時
☎431-8745

市役所以外の相談窓口もあります

児童家庭支援センター

児童家庭支援センターはこども、家庭、地域住民等からの専門知識が必要な相談に応じ、助言や援助、指導を行います。相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

相談内容

- こども、家庭に関すること
- 子育てに関すること
- 養育環境に関すること ほか



千葉県認可を受けた民間の専門相談機関です

相談機関

- 船橋青い空こどもクリニック
児童家庭支援センター「ルーチェ」
☎770-1233
(受付) (月) (火) (金) 午前10時～午後1時、午後2時～午後5時、
(土) (日) 午前9時～午後4時30分 (祝、年末年始除く)
- 児童家庭支援センター・あおいとり
☎404-1055
(受付) (月)～(土) (祝、年末年始除く) 午前9時～午後6時